

令和7年度第1回

埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会

令和8年3月10日（火）

埼玉労働局労働基準部賃金室

令和7年度 第1回  
埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会議事録

- 1 日時 令和8年3月10日(火) 午前9時30分～午前11時45分
- 2 場所 埼玉労働局 15階会議室
- 3 出席者 公益代表委員 禿委員 鈴木委員  
家内労働者代表委員 筒井委員 松本委員 山下委員  
委託者代表委員 廣澤委員 森委員
- 4 議事録

賃金室長

それでは、ただいまから令和7年度第1回埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会を開催いたします。部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局において進行いたします。

定足数の確認をいたします。本日は、公益代表委員2名、家内労働者代表委員3名、委託者代表委員2名、合計7名が出席されております。

よって、地方労働審議会令第8条第1項に定める定則数を満たしており、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。本専門部会の議事、議事録及び会議の資料は、さいたま地方労働審議会運営規定第7条により、原則として公開いたします。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、部会長の判断により、会議を非公開とすることができます。本専門部会の開催に先立ち、傍聴者を募集いたしましたが、傍聴の希望はありませんでした。審議に先立ち、埼玉労働局労働基準部長より、ご挨拶を申し上げます。

労働基準部長

皆さん、おはようございます。労働基準部長の稲葉でございます。皆様方には、日頃から労働基準行政の推進に各別のご尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

第15次最低工賃新設・改正計画に基づいて、足袋製造業の最低工賃の金額改正について、令和8年2月6日付けで埼玉地方労働審議会会長宛てに局長から改正諮問を行い、その諮問を受けてこの専

門部会が設置されました。現行の足袋の最低工賃は、令和5年3月31日に改正されたものでございますが、その後、約3年間で埼玉県最低賃金は大幅に上昇しております。

こういった状況を踏まえまして、今回の改正諮問に至ったわけですが、審議していただくにあたっては、非常に難しい点が多々あるかと思えます。本日は真摯な議論を十分尽くしていただきまして、部会の報告の取りまとめにご尽力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

賃金室長

委員の皆様のご紹介は、委員名簿の配布をもって代えさせていただきます。一つ目の議題に移ります。部会長及び部会長代理の選出でございます。部会長は、地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから委員及び臨時委員が選挙すると規定されております。この会議に先立って、公益代表委員の皆様にご協議をいただいたところ、部会長には鈴木委員が推薦されました。公益代表委員の皆様によるご推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長

ありがとうございます。それでは以降の議事進行を鈴木部会長にお願いいたします。

部会長

部会長に選出されました鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、部会長代理の指名を行います。部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第6項において、公益を代表する委員または臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名すると規定されております。今回は、禿委員に部会長代理をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

部会長

禿委員よろしくお願いいたします。それでは、本専門部会の議事録の確認者は、公益代表委員は私、家内労働者代表委員は山下委員、委託者代表委員は廣澤委員にお願いいたします。

続いて、2つ目の議題である埼玉県足袋製造業最低工賃改正決定について審議を進めたいと思えます。事務局から配布資料の説明を

お願いいたします。

統計調査係長

それでは、配布資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1について。こちらは、本日の埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会委員の名簿になります。

資料2は関係法令として、家内労働法及び地方労働審議会令の規定のうち、最低工賃の改正に係る条文を抜き出したものになります。

資料3は、埼玉地方労働審議会運営規定になります。

資料4は、埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会運営規定です。

資料5は、厚生労働本省から示された第15次最低工賃新設・改正計画になります。第15次最低工賃新設・改正計画は、令和7年度を初年度とする3か年計画です。埼玉県足袋製造業最低工賃については、今年度中に改正手続きを行う計画としております。本日の専門部会は、この計画に基づいて開催しております。

資料6は、最低工賃改正手続きの概念図です。この図の矢印の2の先、最低工賃専門部会における調査審議というところが、本日の部会のことを指しています。昨日開催されました地方労働審議会において、埼玉地方労働審議会運営規定第12条に基づき、専門部会の議決をもって、地方労働審議会の議決とする旨が可決されましたので、本日、部会報告がまとまりましたら、地方労働審議会会長名の答申も同時に行われることとなります。

続きまして、資料7は、本年1月から2月にかけて開催された家内労働部会において議決された申し合わせになります。こちらの申し合わせがなされた経緯についてご説明いたします。先ほど、資料5として、第15次最低工賃新設改正計画に関する通達をお示しましたが、この通達の記の3に最低工賃の廃止に関する留意事項が示されています。要旨としましては、適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で廃止することも検討することとされております。この基準を埼玉県の5つの最低工賃に照らしてみますと、いずれもが適用家内労働者数100人を下回っているという状況にありますので、本年1月から2月にかけて家内労働部会を開催し、廃止の議論を開始する基準について審議しました。その結果、適用家内労働者数が30人未満であることが判明した場合、連続する3年度にわたり、家内労働実態調査を実施するとともに、家内労働部会で経過をご報告することとなりました。そのときの申し合わせを书面化したものが資料7になります。

足袋製造業最低工賃については、家内労働部会での審議の結果、今年度は改正することとなり、資料8のとおり諮問がなされました。諮問を受け、本専門部会が設置されました。

資料9は、埼玉県足袋製造業最低工賃の適用委託事業所数及び適用家内労働者数の推移になります。この数字の出所は、埼玉労働局が実施した家内労働実態調査です。令和3年度の数字と令和7年度の数字を比べて、委託者数が2件から3件に増加しているのは、コロナの影響で委託を中止していた事業所が委託を再開したためです。ですので、数字の上では委託者数が1件増加したかのように見えますが、実態は横ばいの状態にあります。資料9の下側の表は、埼玉県の和装製品製造業の事業所数、従業員数等の推移になります。この表の数字の出所である埼玉県工業統計調査は、令和2年に中止となり、令和4年以降、経済構造実態調査の一部として実施されていますが、埼玉県和装製品製造業に関するデータは公表されていません。

資料10は、埼玉県の繊維工業における労働者の賃金水準になります。足袋製造業は、日本標準産業分類上は、和服製品製造業という細分類に該当し、中分類では繊維工業にあたりますので、その業種の「決まって支給する現金給与額」に関する資料を作成しました。

資料11は、現行の埼玉県足袋製造業最低工賃の金額の一覧です。前回改正日は、令和5年3月31日になります。

資料12は、埼玉県の足袋製造業最低工賃の金額の推移になります。

資料13は、埼玉県地域別最低賃金とさいたま市の消費者物価指数の推移です。消費者物価指数は、「持ち家の帰属家賃を除く総合」、「頻繁に購入する品を含む中分類の加重平均」、「食料」の推移を載せています。それぞれ令和2年と令和4年を基準として100とした指数です。各数値の上昇率は、埼玉県最低賃金は15.6%、「持ち家の帰属家賃を除く総合」は10.4%、「頻繁に購入する品目を含む中分類の加重平均」は15.6%、「食料」は18.9%です。これらのデータは、今年度の埼玉地方最低賃金審議会での最低賃金の審議に用いたため、当専門部会の資料としても挙げさせていただきました。資料13の2ページ目は、頻繁に購入する品目を含む中分類の加重平均を事務局において算出した際の計算過程を明らかにするために作成した資料となります。続きまして、資料14は、埼玉県足袋製造業家内労働実態調査報告書です。こちらは、埼玉労働局が今年度実施した埼玉県足袋製造業における家内労働実態調査の結果をまとめたものになります。家内労働実態調査とは、埼玉労働局が設定し

ている5つの最低工賃が適用される家内労働を行っている家内労働者、及びその作業を委託している委託業者の数や、実際に支払われている工賃の状況などを把握するために実施しているものです。

資料15は、現行の足袋製造業最低工賃を何パーセント上げたときに、何人の家内労働者に影響を与えるのかを試算するための表になります。家内労働実態調査の委託者側の調査結果から、実際に支払われている工賃額の状況を表にまとめております。表のうち、左端の最低工賃額という列が、現行の最低工賃額を記載しています。

それより右の列は、引き上げ率に応じた工賃額を表示しております。黒丸は、現在支払われている工賃額の分布を表しています。例えば、上から5番目の工程、「甲縫い」の場合は、14%の列に黒丸が1つあります。これは、現行の最低工賃を14%高い金額で、「甲縫い」の作業を行っている家内労働者が1名いることを表しています。現行の最低工賃を15%引き上げた場合、この一人は現在支払われている工賃額よりも、引き上げ後の最低工賃額の方が高くなりますので、契約上の工賃額の見直しが必要になるということを表しています。また、左端の最低工賃額のところで、「こはぜ付け」と「まわし縫い」に黒丸がついているのはいずれも現行の最低工賃と同額の工賃で支払われている家内労働者が1名ずついることを表しています。なお、この資料15には赤い線を縦に3本引いております。この3本の赤い線は先ほどの資料13でご説明した消費者物価指数の上昇率になります。続いて、資料16は、足袋の製造工程についてまとめた資料です。資料の説明は以上です。

部会長

ただいまの事務局の説明についてご質問などございますか。よろしいでしょうか。本日は、可能であれば部会長報告をまとめるところまでいきたいと考えておりますので、円滑な審議に格段のご協力をお願いいたします。

令和8年2月10日に労働局長から埼玉県足袋製造業最低工賃の改定決定について調査審議を求める旨の審議がなされたことを受けまして、関係家内労働者及び関係委託者に対して意見の提出を求める旨の公示を行っていますが、意見の提出はありましたでしょうか。

賃金室長

意見聴取については、令和8年2月6日から令和8年2月24日までの間、掲示板に掲示をすることにより公示を行いました。また、労働局のホームページ上にも掲載をいたしましたが、意見の提出はございませんでした。

部会長

ありがとうございます。

本日の協議形式について確認したいと思います。全体協議からスタートしまして、必要に応じて個別協議に移行するという進め方をしたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは全体協議から始めます。

まず初めに、今日の審議の対象となります、足袋製造業の業界の事情につきまして、理解を深めるため、森委員から現状についてお話をいただけますでしょうか。

森委員

はい、分かりました。

イサミコーポレーションの森と申します。よろしくお願いたします。

足袋の業界全体から申しますと、足袋の業界というのは、非常に、コロナ禍以降、縮小傾向にあります。特にお祭り関係がコロナ禍でほとんどなくなってしまうということで、急激に需要がダウンしました。

数年前から、徐々に増えてはきておるんですけど、コロナ前の水準には、ほど遠い数字になっております。

今、足袋を製造しているところも、日本全国にほぼ二か所しかなくて、私共、埼玉県の行田市と四国の徳島の鳴門地区、また一部、福助様というのが有名だと思んですけど、福助様も四国の観音寺というところがございます。ただし、四国の方の現状をお聞きしますと、昨年度、1社廃業されました。もう1社は経営が変わったという形になっております。私ども行田でも、1件はもうすでに現状のものを販売して終了するというふう聞いております。内職関係の話をお聞きしますと、やはり、私共でも1件委託させていただいているんですけど、年齢的には80代ということなんですけど、もう1件にお聞きしましたら、3名いらっしゃるんですけど、2名がもう90歳近い方ということなんです。ですので、これからまた募集をしても、委託して縫製していただくというところはなかなか見つからない状況ですので、社内でやっているという状況ですし、また、そういった内職の方がどんどん減少しておりますので、例えばもう1社のところは弊社の方である工程だけを請け負ったり、もしくは生産の方を請け負ったりという形で、会社として協力しながらやっている

いうふうなことがここ数年多くなってきています。

ですので、これから先3年後を踏まえますと、非常にまた数が減ってしまうのではないかというふうな形が予想されます。ですので、非常に、この業界、かなり縮小傾向にあるということで、各社いろいろ、私共もそうですけど、いろんなアプローチで、足袋の普及に努めておりますが、以前のような数量が出るというところはなかなか難しいのかなという状況でございます。以上でございます。

部会長                    ありがとうございます。何か質問はございますか。

山下委員                一点よろしいですか。

部会長                    山下委員お願いします。

山下委員                山下です。ありがとうございました。

工賃というか、請負っていうところで、先ほども年齢80とか90歳というお話でしたが、内職として出すときは、技術力が必要で機械に置き換えられないため、内職に出すという理解でよろしいでしょうか。

森委員                    そうですね。足袋の方の8割ぐらいが専用のミシンを使っているというところがあります。ただその専用のミシンでも、やはり人の手で作っているというところもあります。そのミシン自体も特殊なものですから、家庭用のミシンであるとか、通常のミシンで縫えるようなものではないというところもありますので、そういったところで、非常にそういった部分の専門的な技術もいるものですから、なかなか新たな人が見つからないというところもあると思います。

山下委員                今、やっていただける方が、もし、いなくなった場合に、その技術が継承できるのかとか、今後、確かに需要が減っているというお話もありましたが、今後その部分がすべてなくなるのであればいいのかもしれませんが、技術として必要なのがまだ続くのであれば、技術伝承をしっかりとする必要がありますがいかがでしょうか。

森委員                    伝承につきましては、各社ともですね、自社で、そういった形で継承はしております。私どもの出している工程は、弊社でも数名、その工程はできるようになっておりますし、また他社の方でもやっ

ぱり自社でやっていたものが、自社の工程をするものが高齢化であるとか、いろんな部分でいなくなっているので出しているところみたいですけど、外注様や委託者様が次の世代に受け継ぐというのはなかなか難しい状況なのかなという気がします。

山下委員                    分かりました。ありがとうございます。

部会長                      他にご質問はありますか。

廣澤委員                    よろしいですか。

部会長                      はい、お願いします。

廣澤委員                    1点確認させてください。  
前回の際の記憶では、その内職の方への業務委託については、社内で手が回らない場合や複数の作業が重なった場合などに対応する、いわば「バッファ」的な位置づけで活用されている、というお話だったかと思いますが、現状においてもその位置づけに変わりはありませんでしょうか。

森委員                      弊社としますと、今出している委託者様の方に関しましては、自社でも十分カバーできる部分ではあります。ただし、長らく私どもでお世話になっているというところもありまして、お出ししてるところですね。弊社の方で賄えないからというわけでは今のところございません。ですから、その方がもう辞められるっていうことになれば、その部分は弊社の中で賄えるってところですね。今のところは。

廣澤委員                    ありがとうございます。

部会長                      他にございますか。

私からもご質問してよろしいでしょうか。今回、最低工賃の金額審議となるわけですけれども、最低工賃では工程がいくつか定められていて、それぞれに金額を決めていくということになっております。今回、足踏み通しから始まって、アイロンがけまで9工程あります。こういった工程の作業を内職の方に依頼する場合、どのように金額を決めているのか、教えていただきたいと存じます。

森委員

まず、最低工賃というのが基準にはもちろんなると思うんですけど、この前々回になったかと思うんですけど、そのときから最低工賃は何十年って多分変わってなかったと思うんですけど、そこは各社とも、そういった形で、それをやられる方も限られてきてますので、プラスアルファということですとお出ししてきた状況でございます。ですから、今回もこういった形で、前回、審議して最低工賃になってたと思うんですけど、それ以上に大幅と言っているから分からないんですけど、最低工賃よりは高い工賃でお願いしているという形ですね。

部会長

そのプラスアルファの部分は、やっぱり技術的なものを評価してのプラスアルファになるのでしょうか。

森委員

そうですね。もちろんそれもありますね。やっぱり足袋のって言っても、同じ工程でも、足袋の種類によって価格にかなり差が出てきたりするんですね。同じ足袋の工程でも一番安い足袋と一番高い足袋でやる工程は一緒なんですけど、高い工程は何が違うかということ、生地が違う、素材が違うんですね。工程でやることは一緒なんですけど、素材が違うんで、高いものっていうところになりますと、高い賃金を払っているというところになっています。

価格に応じて、ある程度各社とも調整はしているのではないかなと思います。

部会長

ありがとうございます。他にご質問はありますか。

部会長代理

すごい細かい話なんですけど、素材が違うと縫いにくいとか、そういうことで違うんでしょうか。

森委員

いや、縫いにくいってことはないんです。同じ綿の素材なんですけど、ブロードっていう生地が一番安価な足袋になるんですけど、良い足袋というのはキャラコっていうのがありまして、キャラコの中でも何種類かあるんですね。極端な話、ブロードですと、定価で1,000円ちょっとぐらい。高い足袋ですと3,000円ぐらいってなります。価格の差、あと工程が一工程増えるぐらいなんですけど、そんな形ですので、別に縫いづらい縫いやすいっていうのはないので、ある程度販売価格に応じてこちらの方も払っているというところではないでしょうかね。

部会長代理           ありがとうございます。

部会長               他にご質問はありますか。

松本委員           サイボー労組の松本です。  
                          ということは資料 15 の表で、工賃分布の黒丸が各工程でも違  
                          うっているのは、先ほど仰ったのが理由という理解でよろしいで  
                          しょうか。

森委員               はい、そうです。

松本委員           ありがとうございます。

部会長               森委員からの業界の解説については以上としたいと思います  
                          が、よろしいでしょうか。

                          森委員どうもありがとうございました。

                          それでは、足袋製造業最低工賃の改正に関する意見について、双  
                          方からお伺いしたいと思います。まず、家内労働者側からお願い  
                          いたします。

山下委員           まず、家内労働者側からすると、過去 3 年最低工賃の改正がなく、  
                          この間、物価上昇が非常にあったというところで、労働局の方で用  
                          意していただいた資料の方、特に資料 15 になると思うのですが、  
                          さきほどのお話をちょっと聞きますと、生活というところが、ちょ  
                          っと重きを置かれていないのかもしれないけれども、どうしても、  
                          生活する上での工賃って考えると、物価上昇分は是非とも反映して  
                          いただきたいというのが、こちら側の意見ということになります。  
                          最低でも、最低賃金の上昇分に関しては、できれば吸収していただ  
                          ければなというふうに考えております。以上です。

部会長               ありがとうございます。松本委員、筒井委員、補足はございま  
                          すか。

筒井委員           はい。基本的には、私たちとしては、今、山下が言われたとおりの  
                          ところを考えております。あと、3 年間ずっと、会社ごとによつ  
                          て、それなりに上げてきている部分はあったのかもしれないです  
                          けれども、最低工賃の改正という意味においては、この 3 年間は  
                          やはりずっと据え置きがあったというふうに解釈すると、この 3 年間、

日本の中での物価上昇の分はどのような形で加味して今回決めなければいけないのかというのは、やはり踏まえなければいけないのかなと考えています。その部分も踏まえた上で、いろいろな協議ができればと思っています。

部会長                   ありがとうございます。委託者側委員から何かご質問はありますか。

廣澤委員               質問は後で。

部会長                   そうしましたら、委託者側からご意見お願いいたします。

廣澤委員               私の個人的な意見ですが、昨今の最低賃金が引き上げられている状況を踏まえると、「上げない」という選択肢はないのではないかと考えています。

そうであるならば、次に重要になるのは、何を根拠として引き上げ幅を判断するかという点だと思います。

最近の状況を見ると、「頻繁に購入する品目」の価格上昇率として15.6%という数値が示されており、これも一つの指標になり得ると考えます。

一方で、先ほど森さんからお話のあった足袋業界を取り巻く環境を踏まえると、必ずしもそこを起点とするのではなく、さいたま市の消費者物価指数などを一つの指標としながら、議論を始めさせていただければと考えています。

部会長                   ありがとうございます。そうしますと、今回、資料13で事務局がさいたま市の消費者物価指数の推移についてまとめてくださっていますけれども、「持家の帰属家賃を除く総合」の値というのが一つ参考になるということでしょうか。

廣澤委員               そのように考えるべきだと思います。

部会長                   そうしますと、この令和4年から令和7年の間に10.4%物価が上昇しているということですので、これを基準に考えたいということでしょうか。

廣澤委員               「私個人の」と前置きをしましたので、森さんからも聞いてもらっていいですか。

- 部会長 森委員、いかがでしょうか。
- 森委員 そうですね、今、廣澤さんからお話がありましたけれども、そういった形でお話しできればと思います。
- 部会長 森委員も物価の上昇を加味する必要があるというご意見ですね。では、どの程度かというところだと、「持家の帰属家賃を除く総合」ぐらいは上昇が必要だという認識になりますか。  
はい、ありがとうございます。  
家内労働者側委員から何かご質問はありますか。
- 山下委員 今回の改正の前が3年前というところがありまして、例えば今回変わったとした後の、今後も物価上昇があると考えたときに、見直しがあるとすると3年後なのかと思うのですが、その間も含めると、できれば、「頻繁に」というところで、ここの目安としてやっていただく方が、こちらとしてはまだ納得いく感じになるかと思います。以上です。
- 部会長 ありがとうございます。そうすると、労働者側からはまだ具体的な引上げ率についての提示はありませんでしたが、「頻繁に購入する品目」の加重平均とした消費者物価指数 15.6%というのが一つ、提示する引上げ率となるのでしょうか。
- 山下委員 先ほど言ったとおり、最賃の率も同じになるので、たまたまになると思うのですが。そういう意味でも、このパーセンテージがいかなと思ったものです。
- 部会長 はい、ありがとうございます。  
先ほど、森委員に質問すれば良かったのですが、労働局の方で調査をした中に、自由記述で、燃料とか備品関係の負担が労働者側にあるといった記述がありました。実態としては、委託労働者側には何が支給されていて、どの辺りが自己負担になるかというのを教えていただけますと幸いです。
- 森委員 支給しているのは糸関係だけですかね。  
ですから、燃料とか電気代だとか、その辺を踏まえた上での工賃を決めているはずで。支給しているのは、資材で言うと糸だけじ

やないですかね。あとは全部、会社さんの方で用意してお渡しして  
って感じ、素材だとかそういったものはあれなんで。内職さん  
でやっているのは、燃料費、電気代だけだと思います。

部会長 工賃を決めるときに、電気代がひとつ参考になっているわけす  
ね。

森委員 そうですね。それは電気代というか、その辺も踏まえて、プラス  
アルファというかたちですね。

部会長 あとはミシンも特殊なものですので、その辺もお貸出しというこ  
とになるんでしょうかね。

森委員 そうです。各社で貸出しております。

部会長 メンテナンスとかは。

森委員 メンテナンスも、修理の方は委託している。私共の方でもし何か  
故障があれば、業者を手配して修理するというので、全部こちら  
の方でやっています。

部会長 分かりました。じゃあ、工賃を検討するときには、電気代が考慮  
されていると。

森委員 そうです。

部会長 ありがとうございます。

ちょうどそれぞれの引上げ率の話の中で、物価の話が出ましたの  
で、電気代の状況について確認させていただきました。

現段階では家内労働者側は 15.6%の引上げ、委託者側は 10.4%  
の引上げということでご提示がありましたが、主張にはかなりの開  
きがございます。

全体協議の場で双方歩み寄っていただければいいですけど、なか  
なか難しいかとも思いますので、ここから先は個別協議に移りたい  
と思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

部会長 この間、部会は休会としまして、個別協議に移ります。

(休会 (個別協議))

部会長 これから全体協議を再開いたします。

個別協議の中で、やはり金額提示がしにくい状況が労側にはありました。その理由としては、工程がよく分かっていなかったり、工賃の決め方が分かっていなかったりするので、改めて森委員に質問するような形で理解を深めていきたいと思えます。

では、労側委員ご質問をお願いいたします。

山下委員

すみません。先ほど聞けばよかったのですが、大変申し訳ないです。資料 15 の特に「アイロン仕上げ」のところで、要は両極端なのかなと思っています。工賃が低い方と、上の方がいらっしやると思うのですが、この工賃を決めるときに、請け負う側が価格交渉というか、工賃の交渉ができていないのか、できていないのかというところと。実際同じ工程だとして、そこまで技術的な差が出ないのであれば、この価格差が何なのかと。要は、しっかりと交渉で工賃が決められるのであれば、おそらく下の人にはなかなか交渉ができずに、この場所になっているのではと考えまして。なので、どういうプロセスで価格が決まるのかなというのをちょっとお聞きしたいというところなんです。

森委員

確かにそうですね。100 円近く差がありますね。「アイロン仕上げ」で言うと、さほど違っているのは、足袋によって違っているのではないと思えます。ただ、先ほど申しましたとおり、やりやすい、やりにくいというのはちょっと出てくると思えます。アイロンかけに関しては。アイロンですから、しわを伸ばすんですが、しわが伸びにくい素材と、例えばポリエステルが入っているような素材ですと、ある程度簡単にシワがなくなるという差はあると思えます。ただ、これがそれでこう工賃に差が出ているのかはちょっと私共、「アイロン仕上げ」というのは、弊社での内職さんはいないんで何とも言えないんですけど、そういった差はあるのかなという気はしますし、交渉で工賃が上がったのか、ちょっと考えにくいということですかね。ですから、同じ会社さんで、2か所に出しているのではないんじゃないのかなという気はします。別の会社さんで、会社からの提示でっていう形になってるんじゃないかなという気がします。

山下委員 会社ごとで金額が違う。

森委員 多分そうだと思います。同じ会社さんで、2か所に別の金額でやっているっていうのはちょっと考えにくいので、ある会社さんはこの金額で、ある会社はこの金額でどうですかみたいな話でっていうことだと思います。

山下委員 わかりました。交渉ごととか、そのように決まるのであれば、人によってなかなか交渉ができないとか、交渉がうまくいかない。その人たちの引き上げという形で上げたいっていうふうに考えたものですから、ちょっと確認させていただきました。

筒井委員 UA ゼンセンの筒井です。「羽縫い」のところを少し教えていただきたいのですが、「羽縫い」の工程のところに関しては、最低工賃のほぼ倍額ぐらいの金額を、そもそも発注というか、請負のときに、金額で契約をされているという状況だと思うんです。そうすると、そもそも最低工賃もいくらっていう基準とは全然違う、基準で工程がされていて、両方でそれを納得してやられているという状況がもう出来上がっているという状況だと、そもそも「羽縫い」に関しては、最低工賃の意味がないという状況ぐらいまで、金額が上がっている。

この工程に関しては、本人のスキルに帰属するような、何かこう特殊なスキルがあるとか、もしくは特殊なマシンを使うだとか、何かあるのでしょうかっていうのをちょっと教えていただきたいなと思っています。

森委員 「羽縫い」に関しましては、マシンは平マシンといって、一般的な工業用のマシンですね。「羽縫い」の工程が出てたと思うんですけど、足袋の足が入るところ、横の線と縦の線を縫うっていう形なんですけど、多少の縫い方によって、縫い代っていうのを5ミリぐらい入れてるんですけど、そこである程度細かい作業が出てくるものですから、その部分なのかなっていう気はしますけど。まあ確かに最低工賃よりは多く出しておりますね。今はちょっとごめんなさい。私どもの会社では、「羽縫い」は、内職さんには委託してないので何とも言えないんですけど。

山下委員 何社かあるのだと思いますが、多分この工程に関しては、3人が

もし請け負って3社バラバラだったとしても、似たような金額を出しているってことだと、会社が違ってても、ある程度共有している何かがあるんでしょうか。

森委員

そうなんでしょうね。確かに大幅に上がってますから。全体的な足袋の原価から算出して、そのぐらいでっていう話になってるんじゃないですか。多分、内職さんの側からの提示じゃないと思いますね。

山下委員

あともう一つ教えてもらってもいいですか。「こはぜ付け」という工程と、「まわし縫い」という工程に関しては、お一人ずつしか受注してないっていうのもあるのだと思うのですが、最低工賃きっちりこの工程だけは動いているっていうところがあるので、これはどちらかという、すぐ機械にでも置き換えられるというか、作業の工程とかがあって、最低工賃に張り付いていると。ただ今までの付き合いだとか、いろんなことがあって、仕事は一応お願いしていますということが続いているということなんですか。

森委員

「こはぜ付け」というのは、「こはぜ」という金具があるんですけど、アタッチメントがありまして、4枚置いてですね、生地を置いて、ミシンを踏むと、工程的には20秒ぐらい、一足というか、片足20秒ぐらいで、生地を置いて、「こはぜ」を並べて、裏生地を置いて縫うだけなんで、多分20秒ぐらいのお仕事なんです。なので、そのくらい簡単って言えば簡単なんです。「まわし縫い」というのも、かかとの部分を縫うんですけど、これも時間的に言うともっと少ないですかね。10秒、15秒ぐらい、片足15秒ぐらいなんです。なので、多分、最低工賃でっていうふうにやってるんですかね。非常に短時間でできる工程ではあります。

山下委員

ありがとうございました。

部会長

ほかにご質問ありますか。

最低工賃が決められている工程の中で、一番の技術が求められている工程はどちらになりますか。

森委員

「つま縫い」ですね。「つま縫い」が一番特殊なミシンを使います。アポミシンって言って、昔ドイツで革靴を縫ってたミシンを足袋用に改良してまして、両手と足を使ってやるので、非常に技術が

います。ですから、ここが足袋の良し悪しにも結構かかっていますし、なかなか始めてすぐにできるっていうものではないので、「つま縫い」というのは一番難しい工程になるかなと思います。

部会長 先ほど説明のあった、「こはぜ付け」と「まわし縫い」が比較的簡単な工程ですか。

森委員 はい、比較的簡単です。作業時間も少ないですし。

部会長 「アイロン仕上げ」っていうのは、これも技術が要るのですか。

森委員 要りますね。アイロンの仕方によって、シワの伸びやすさだとか、あと「当たり」って言って、あまり強くかけちゃうと、例えば、「こはぜ」だとか掛け糸とかの跡が出ちゃうとかっていうんで、強くかけないようにしてシワを伸ばすっていうところもありますんで、この辺っていうのは、技術の差っていうのはある程度は出てくると思います。

部会長 分かりました。その点に対して、「羽縫い」はいかがですか。

森委員 「羽縫い」も、先ほど申しましたとおり、縫い代だけの問題で、うちでも初心者にもまずやってもらうっていう感じです。工程的に言うとうと。

部会長 入社間もない方でもできる。

森委員 とりあえず縫うのはっていう形ですね。あとはだからその数量であるとか、1時間でどのくらいできるかっていうのは、個人差出てきちゃいますけど、工程的にはそんな感じです。ただ、その先ほど言いましたように、縫い代があまり規定より多かっったり少なかっったりすると、次の工程にかかってきますので、その部分の技術は多少必要なことになります。

部会長 「甲縫い」、「尻止め」というところはいかがでしょう。

森委員 「甲縫い」というのは、表生地と裏生地4枚を合わせて甲の部分のカーブを縫いますので、その4枚の生地がずれないように縫いますので、これも「つま縫い」の次くらいにある程度技術はいるの

かなという気はします。

「尻止め」は、比較的これもミシンがある程度してくれますので、「尻止め」っていうのは、足袋の後ろの部分を守る工程なんですけど、まあループ縫うんですけど、合わせさえきちんとすれば、あとはミシンがぐるっと丸く縫いますので。これも時間的に言うと非常に短時間でできちゃう工程ですね。ただ、「尻止め」もミシンによって多少違いがありますんで、どんなミシンを他の会社さんで使っているか分からないんですけど、うちで言うとそんな感じですね。

部会長

ありがとうございます。工程の中で委託が全くない工程もあります。具体的に言うと、「足踏み通し」とか「掛け押し縫い」というところが、対象となる家内労働者がいなかったわけですけども、この部分は、なぜいないんでしょうか。聞き方が適切かどうか、ちょっと悩むところですが。

森委員

確かにそうですね。「足踏み通し」っていうのは、「掛け通し」って言いまして、「こはぜ」を守るための糸を通す工程で、「掛け押し縫い」っていうのは、その糸が取れないように縫うっていう工程なんですけど、すべて特殊なミシンというか、機械を使っています。この工程についてはミシン自体がもうあんまりないかな。「掛け押し縫い」というのは1種類じゃなくて、4台ぐらい、足袋によって間隔が違ったりしますんで。大型、小型とかいろいろ言い方あるんですけど、4種類ぐらい必要なんですね。ミシンというか、機械というか。なので、家庭ではなかなかそれを置けないっていうのがあるのかなっていう気がします。

部会長

家内労働者に委託しにくい工程なのですね。そうすると特殊なミシンを使う工程というのがこの「足踏み通し」、「掛け押し縫い」、「つま縫い」ですか。

森委員

あとは、「こはぜ付け」ですかね。

部会長

どうもありがとうございます。

森委員

補足ですが、「アイロン仕上げ」で差がついているのは、「アイロン仕上げ」って書いてありますけど、足袋って工程で言うと、ここまで全部裏返しで縫われてくるんですけど、それを仕上で表に戻すっていう工程があって、「アイロン仕上げ」があるんですね。分か

んないですけど、工賃が安い方はアイロンがけだけかもしれませんが。高い方は返しも含めてっていう形で高い工賃を払っているかもしれないですね。

部会長 他にご質問ありますでしょうか。

筒井委員 もう一つ教えてもらっていいですか。事務局に多分教えてもらう感じになるのだと思うのですが、今、私たち資料 15 で見させてもらっているのは、令和5年度の金額を提示してもらって、見させてもらってるんですけど、これは、前回の最低工賃の改正の価格から変わらずにずっと令和7年までこの金額でいたということでしょうか。それとも最低工賃は3年前に変えてはいるんですけど、工賃は発注者の方で、いろんなことを踏まえながら、自然にこう上げていくことがあって。最終的に令和7年の今はこうですっていうことなんですか。

賃金室長 令和7年の調査票を送ったその時点での金額です。

筒井委員 なので、最低工賃の表示から乖離があるものは、年々、もしかしたらこう上がっていったかもしれないっていうこともありえるっていうことなんですね。

賃金室長 はい、そうです。

統計係長 資料の14に実態調査報告書を載せてるんですけど、こちらの1ページの5番のところで調査対象年月日がありまして、令和7年の4月分の状況です。

筒井委員 令和7年の4月分ですね。

鈴木部会長 約1年前になるのでしょうかね。

統計係長 そうです。

部会長 他にご質問ありますか。

部会長代理 質問があるんですが、よろしいでしょうか。本当に初心者で申し訳ないんですが、この工賃が決まっている工程だけが足袋の製造で

必要な工程じゃなくて、もっと他に前後いっぱいある中で決まっているのはこの工賃だけだ、ということでしょうか。

森委員                    そうですね。裁断って言って、一番最初の工程であるとかってありますんで。もちろん、大きな機械が必要なんで、それはもう家庭では無理なので、それは入ってないです。

部会長代理                じゃあ、委託労働者がこれ以外の作業を担っているってことはほとんどなくて、家内労働者の方々が担当しているものは、この工程でほぼ網羅している？

森委員                    そうですね、はい。

部会長代理                その中で、仕事の発注の仕方としては、一から作るっていうよりも、とにかく「こはぜ付け」だけ任せるとか、なんかそういう、どういう、人によるのかもしれない、会社によるのかもしれないですけど、日によるのか、その人に合わせてもうこの工程だけ発注するのか、どういう感じで仕事を発注しているのでしょうか。

森委員                    家内労働者様はもうこの工程、例えば「つま縫い」なら「つま縫い」だけっていう感じです。その方が他の工程をやるってことはまずないので、「つま縫い」だけはこの方に、「まわし縫い」はこの方についていう感じで、一人の方が複数やるっていうのは聞いたことないですね。

部会長代理                たしか、「羽縫い」は難しくはないけど、効率が良かったりするかもしれないから、高い工賃になっているのかもしれないという説明があったと思います。最低工賃 105 円なのに 200 円ぐらいの人がいらっしやるので。

                              ということは、その能率とかそういうのを考えて、この人にはいくらぐらいっていうのがもう伝統的に相場が決まっていて、もうそれは最低工賃に関係なく、どういうふうに決めてやってるのでしょうか。交渉がほとんどないってお話でしたね。会社側が工賃を提示する形で決まっているということでしょうか。

森委員                    会社側が多分、基本提示して、これでお願いできますかっていう話でやってると思います。

部会長代理

気になるのが、要するに「羽縫い」の方が最低工賃 105 円ぐらいだと思うんですけど、実際には 200 円ぐらいが平均、最低委託額は 200 円と書いてあるんで。だから本当 2 倍ですよ。その時に 10% 上げたときに 2 倍の人も 10% 上がるのか据え置きなのかとかいう会社側がどうやってそういう価格交渉と最低工賃の環境を考えていらっしゃるのかっていうのは気になるんです。

別にこの場で約束してほしいとかじゃないんですが、10% 上がったら全体的に上げようっていうふうになるのか、乖離してる場合は据え置きに留まるのかっていうと、どんな感じでしょうか。

森委員

例えば、最低工賃がここで上がったとして、それにももちろん下回っているものに対してはもちろん上げると思うんですけど、上回っているものに対しては各社あると思うんですけど、上げるってことはちょっと考えにくい。というのは、足袋の価格もどうですかね。もう部材とか上がっているんですけど、資材とか上がっているんですけど、それを価格になかなか反映できないっていうところがあります。ですので、海外製品っていうのもかなり入ってきてますので、そこでやっぱり競争になりますと、そこで上げてしまうと国内の生産品の販売というのが厳しくなるので、そういった部分で最低工賃が上がったから 10%、15% 上げるということは、最低工賃を上回っているものに関してはなかなか難しいかなという気がします。

部会長代理

分かりました。ありがとうございます。

廣澤委員

一般的な企業では、地域別最低賃金についても同様のケースがあると思います。

最低賃金に張り付いている方については、当然その上昇率に合わせて賃金が引き上げられますが、それを上回っている方については、会社の財政状況や支払い能力といった点に左右される面があるのではないかと考えます。

もっとも、そうした場合であっても最低賃金額を下回るわけではありませんので、その点で問題がある、あるいは違法であるということではないと認識しています。

賃金室長

そうです。

山下委員

なので、今回も、最低工賃の近くでやってる方を最終的にどこまで上げようかっていう。

廣澤委員

そうです。ボトムを上げるということだと思っんですよね。

部会長

これに関連して、委託労働者側委員には説明したんですが、単なる引き上げ率を決めるだけではなくて、工程を一律何パーセント引き上げとするのか、一工程ごとに引き上げ率を決めるのか。それも判断しなければなりません。

現在、円単位で工賃決まっていますが、前は銭単位だったんですよ。現状で大きな問題がなければ、このまま円単位ということになります。でも判断しなくてははいけません。また、端数処理についても検討が必要です。何パーセントの引き上げと。決まったときに、小数点以下を四捨五入するのか、切り上げるのか、切り捨てるのかについてです。さらに、発効日を法定発効とするのか、指定日発効とするのか。この4点を決める必要があります。労側委員は今の説明を受けて、少し引き上げ率以外のところもご検討いただきたいところになります。これから先はまた個別協議を再開いたします。今度は委託者側と個別協議をさせていただきますので、その間労働者側委員にはご検討をお願いいたします。

(休会 (個別協議))

部会長

ではここから再開をしたいと思っます。委員の皆様には円滑な結論の取りまとめにご協力いただきまして感謝申し上げます。

個別協議の内容を申し上げますと、家内労働者側のご主張は、一貫して15.6%の引き上げというのを主張されておりました。

これは、物価上昇と最低賃金の上昇率というのを考慮した引き上げ率となります。他方で、委託者側のご主張は、引き上げ率10.4%というところからご主張は始まりましたが、最低賃金の引き上げを考慮し、15.6%の引き上げまで歩み寄っていただいた形になります。

ただし、コロナ禍で下がってしまった需要がなかなか回復しないという産業の持っている課題がありますので、これ以上の引き上げは難しいということもあつまして、現行円単位での表示をしていますが、銭単位に切り上げられないかというご提案がございました。

以上をふまえ、一応双方の意見をまとめますと、一律15.65%の引き上げ、工賃の表示は銭単位まで、端数処理は切り上げ、発効日は法定発効とおつというふうに、双方のご意見がまとまった状況にあります。それぞれのお立場から、少し補足をいただきたいと思

いますが、よろしいでしょうか。

まずは家内労働者代表委員から補足をお願いいたします。

山下委員

はい。15.6%ということで、ご理解いただきまして大変ありがとうございます。こちらの方も、銭単位のところについては、問題ないと思っておりますので、そのまま進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

発効日につきましても、最賃の方でも、昨年、発効日が一か月遅れたというのがあって、労働側では、発効日にこだわろうということがありますので、法定発効ということでご理解いただきまして誠にありがとうございます。

部会長

続きまして、委託者側から補足があればお願いいたします。

廣澤委員

引き上げ幅については、15.6%という水準で問題はないと考えています。ただし、現状としては、先ほどもご指摘があったとおり、コロナ禍以降、需要の回復が十分とは言えないこと、また価格転嫁の面でも、消費者が値上げを受け入れにくい状況が続いているという点については、私たちとしても十分に認識しておく必要があると思います。その上で、少し大きな視点にはなりますが、日本の伝統文化を支えていくという意味では、我々自身も一消費者として、できる形で協力していくことが求められるのではないかと考えています。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、それぞれのご主張がある中で、埼玉県足袋製造業最低工賃のすべては、すべての規格において引き上げ率を15.6%とし、それぞれ工賃の一銭未満を引き上げるということで結論に至りましたが、よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。埼玉県足袋製造業最低工賃を結論のとおり改正し、その発効日は法定どおりとすることについて賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。事務局は報告書(案)を配布してください。

部会長 部会長報告（案）について、事務局から読み上げをお願いいたします。

統計調査係長 （部会長報告（案）読み上げ）

部会長 ただいま、事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原案のとおり、部会長報告書が承認されましたので、案を消していただき、本審議会に提出いたします。本最低工賃専門部会の議決は、埼玉地方労働審議会運営規定第12条に基づき、埼玉地方労働審議会の議決とすることとされているため、答申文の準備をお願いいたします。

部会長 皆様、お手元にありますか。  
事務局から、答申（案）の読み上げをお願いいたします。

統計調査係長 （答申（案）読み上げ）

部会長 ただいま事務局から答申（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

部会長 原案のとおり承認されましたので、案を消していただき、これで答申することといたします。

（部会長から労働基準部長に答申文手交）

労働基準部長 ただいま答申を全会一致でいただきました。  
本当にありがとうございました。私から一言お礼を申し上げたいと思います。

冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、本日も非常に難しい点があったかと思えます。時間にも制約がある中で、真摯にご審議をいただきまして、結論が得られたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。この答申を受けまして、最低工

賃改正額の法定発効に向けて事務処理を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

部会長

続きまして、議事の3はその他です。委員の先生方から何かご提案ございますか。事務局からはございますか。

賃金室長

はい。今後の予定をお伝えいたします。本日答申をいただきましたので、この後、異議申し出の公示を行います。公示期間は令和8年3月25日水曜日までです。

この間に異議申し出があった場合は、異議審を開催いたします。

そして、再審議をしていただくということになります。異議の申し出がなかった場合は、速やかに官報公示を行い、公示から30日経過後に効力が発生いたします。以上です。

部会長

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。